

建設工事設計変更ガイドライン (土木工事編)

令和4年5月

千曲市

目次

第1章 目的	1
1-1 ガイドラインの目的	1
1-1-1 発注者の留意事項	1
1-1-2 受注者の留意事項	1
第2章 設計変更	2
2-1 設計変更の基本事項	2
(1) 定義	2
(2) 基本原則	2
(3) 設計変更ができる場合	3
(4) 設計変更ができない場合	4
(5) 留意事項	5
2-2 設計変更の具体的事例	6
(1) 設計変更手続きフロー	6
(2) 設計図書が互いに一致しない場合（契約書第18条第1項第1号）	7
(3) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第1項第2号）	8
(4) 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第1項第3号）	9
(5) 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合（契約書第18条第1項第4号）	10
(6) 予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第18条第1項第5号）	11
(7) 発注者が必要と認め、変更する場合（契約書第19条）	12
(8) 工事を一時中止する必要がある場合（契約書第20条）	13
(9) 受注者の請求による工期の延長（契約書第22条）	14
(10) 発注者の請求による工期の短縮等（契約書第23条）	15
(11) 「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施させる場合	16
第3章 施工条件明示	17
3-1 設計図書への施工条件明示	17
第4章 指定と任意	20
4-1 仮設・施工方法等の指定と任意の使い分け	20
(1) 基本事項	20
(2) 定義	20
(3) 留意事項	21

※工事一時中止に関する事項は以下を準用する。

『平成29年3月 長野県 環境部 農政部 林務部 建設部 工事一時中止に係るガイドライン(案)』

『令和3年3月 長野県 農政部 農地整備課 工事一時中止ガイドライン』

第1章 目的

1-1 ガイドラインの目的

千曲市は、市民の生活や経済活動の基盤となる道路、河川、公園、学校、その他施設などの様々な社会資本整備・維持管理をするため、毎年多くの工事を実施している。

工事は、地形、地質、天候などの自然条件や騒音、振動、交通の確保など社会的な制約条件の中で完成させるため、十分に精査したうえで発注を行っており、それでもなお、予見できない事態などが発生し、設計変更や契約変更が避けられない場合が多くある。

改正された『公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下 品確法という。）』の基本理念には、「公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める公正な契約を締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」が規定されている。

千曲市では、この品確法及び建設工事標準請負契約約款(以下「契約書」という。)等を踏まえて、発注者と受注者がともに設計変更について十分に理解し、設計変更が適切かつ円滑に実施されるよう、本ガイドラインを策定する。

なお、本ガイドラインは、関係法令や諸基準等の改正などを踏まえ、随時、変更していくものとする。

1-1-1 発注者の留意事項

発注者は、設計積算にあたり、下記の事項に留意する。

- (1) 「現場説明事項・施工条件明示事項」、「特記仕様書」等に記載されている工事内容に係る項目については、「第3章 施工条件明示」を参考に条件明示するよう努める。
- (2) 原形を留めない甚大な災害復旧や不可視が多い工事の設計積算にあたっては、特に設計金額が大きい工種について、設計変更がないよう十分な現場精査に努める。
- (3) 工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図るよう努める。

1-1-2 受注者の留意事項

受注者は、工事の着手にあたり、下記の事項に留意する。

- (1) 設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と書面にて「協議」し、進める。

第2章 設計変更

2-1 設計変更の基本事項

(1) 定義

- ◆ 設計図書とは、図面、仕様書、工事の施工に関する工種や設計数量及び規格等を示した図書、施工条件明示書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等をいう。
- ◆ 設計変更とは、入札等に際して発注者が示した設計図書を、受注者に対して行った工事の変更指示に基づき、発注者が変更することをいう。
- ◆ 契約変更とは、設計変更に伴う請負代金額の変更又は工期の変更の決定に基づき、契約の変更を行うことをいう（例外として物価の急激な変動等により設計変更を行わずに契約変更する場合等もある。）。

(2) 基本原則

設計変更に伴う契約変更の範囲としては、以下のように規定する。

- ◆ 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としない。
- ◆ 一式工事については、受注者に図面、仕様書において設計条件又は施工方法を明示したものに付き、当該設計条件又は施工方法を変更した場合を除き、原則として、設計変更の対象としない。
- ◆ 変更見込額が請負代金額の30%を超える工事は、原則、別途契約とする。
ただし、30%を超える工事であっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難※1なもので、一定金額以上の工事に関しては、建設工事請負人選定委員会に諮る。（P6 フローチャート参照）
- ◆ 設計変更に伴う変更契約の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行なうものとする。ただし、軽微な設計変更※2に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとする。

※1「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難」とは、次に掲げるものなどをいう。

イ 供用開始時期が決定しており、事業の遅延が多大な市民益の損失等を招く場合

ロ 橋梁下部工事の施工において、掘削土砂に焼却処分等が必要な汚染物質の混入が認められ、放置すると近隣の河川や地下水への汚染の拡大が想定されたため、早急な処分が必要となり、施工業者に処分を依頼する場合

※2「軽微な設計変更」とは、次に掲げるものをいう。

ハ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの以外

ニ 変更見込額が請負代金額の20%以下のもの

(3)設計変更ができる場合

下記のような場合においては、所定の手続きを踏むことで設計変更ができる。

- ◆契約書第 18 条第 1 項第 1 号
 - ・ 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合
(これらの優先順位が定められている場合を除く)
- ◆契約書第 18 条第 1 項第 2 号
 - ・ 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
- ◆契約書第 18 条第 1 項第 3 号
 - ・ 設計図書の表示が明確でない場合
- ◆契約書第 18 条第 1 項第 4 号
 - ・ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
- ◆契約書第 18 条第 1 項第 5 号
 - ・ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合
- ◆契約書第 19 条
 - ・ 発注者が必要と認め、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更する場合
- ◆契約書第 20 条
 - ・ 受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められ、工事を一時中止する必要がある場合
- ◆契約書第 22 条
 - ・ 受注者からの請求による工期の延長
- ◆契約書第 23 条
 - ・ 発注者からの請求による工期の短縮等
- ◆「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施させる場合

※上記以外にも契約書では、支給材料及び貸与品（契約書第 15 条）、設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等（契約書第 17 条）などにおいて、設計変更する場合があることを規定している。

(4)設計変更ができない場合

下記の場合は、原則として設計変更できない。

ただし、災害等における臨機な対応については、契約書第 27 条（臨機の措置）により、この限りではない。

- ◆設計図書に条件明示のない事項において、発注者と事前に「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合
- ◆発注者と「協議」をしているが、協議の回答（「指示」）がない時点で施工を実施した場合
- ◆建設工事請負契約書、長野県土木工事共通仕様書、その他発注にあたって準拠する仕様書等に定められている所定の手続きを経していない場合
- ◆正式な書面によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合
- ◆「承諾」（受注者が自らの都合により施工方法等について監督員の同意を得るもの）で施工した場合
（例：設計図書で明示する品質と同等以上のものとして発注者が承諾した製品等）

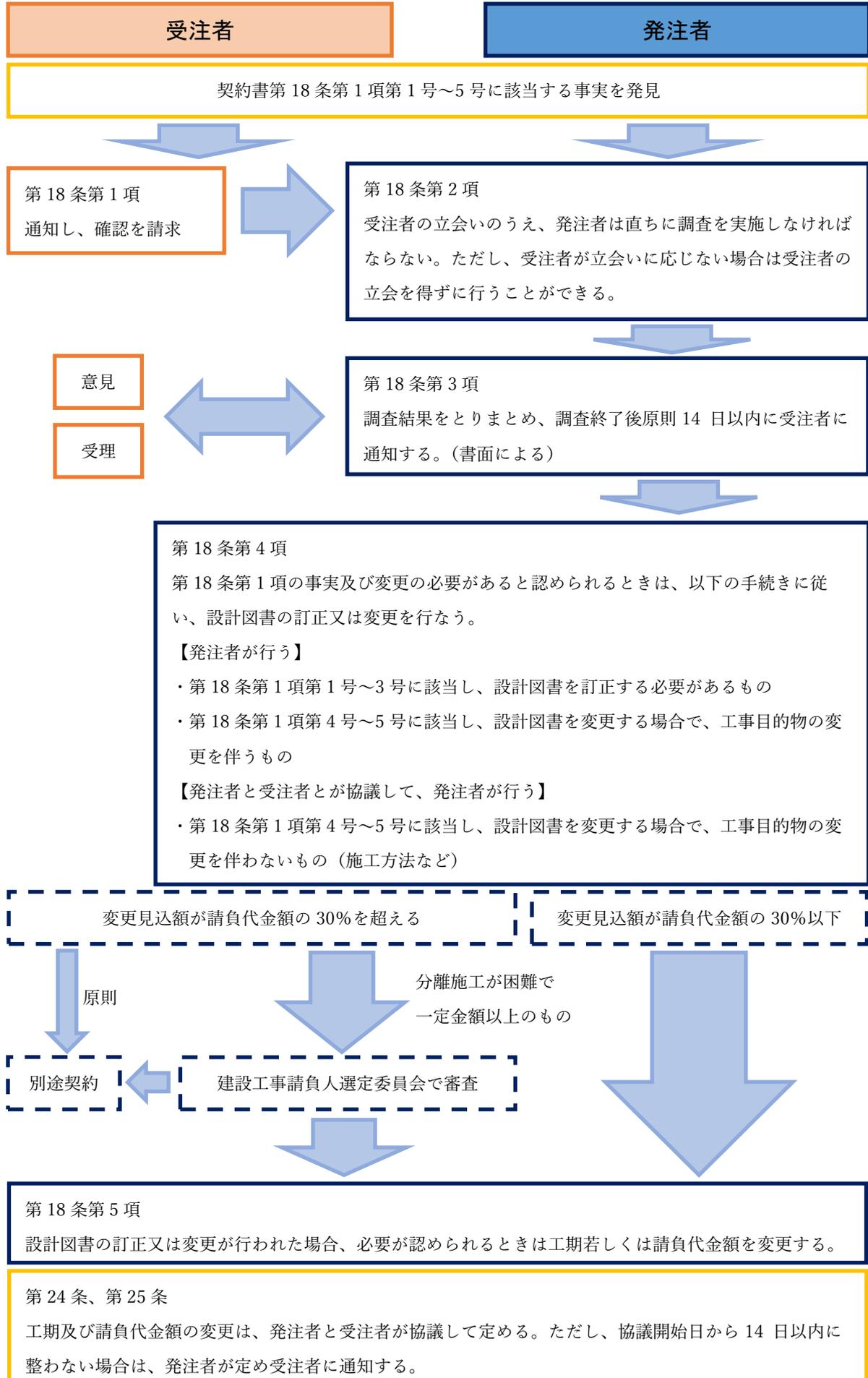
(5)留意事項

発注者は、設計変更の指示にあたり、下記の事項に留意する。

- ◆当初設計の考え方や設計条件を再確認して設計変更にあたる。
- ◆予定する設計変更の変更見込み額が請負代金額の30%を超えるおそれのある場合は、当該工事と分離できない理由を明確にする。
なお、予定する設計変更の変更見込み額が請負代金額の30%を超える一定金額以上の工事に関しては、建設工事請負人選定委員会に諮り、別途契約または変更契約の手続きを行う。
- ◆契約変更の手続き前に行う必要のある作業を指示する場合は必ず書面（協議書・監督員日誌等）にて行う。
- ◆設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行う。
ただし、軽微な設計変更も多くあり、それらに伴う契約変更手続きについては工期末に一括して行えることとする（構造、工法、位置、断面等の変更で重要なものは軽微な変更にあたらぬ。また、軽微な設計変更の場合は、工期末にまとめて変更手続きを行えることとするが、途中、それらの合計額が請負代金額の20%を超えると見込まれる場合や変更工種を部分払いの対象とする場合は、その時点で契約変更を行うことが望ましい。）。
- ◆以下の事項に留意し、概算金額（増減額）を協議書に記載する。ただし、既出工種の数量変更に伴う概算金額は記載不要とする。
 - ・受注者から協議があった場合は、受注者が見積書を提出した場合に限り、その見積書を参考にして概算金額を記載する。
 - ・受注者からの協議によらず、発注者が指示する場合でも概算金額を記載し、記載できない場合は概算金額を通知できる具体的な日（「…日までに通知する」）及び記載できない理由を書き添える。
 - ・記載する概算金額は「参考値」であり、変更契約代金額を拘束するものではない。
 - ・概算金額の根拠、出典先や算出条件等を明確に記載する。

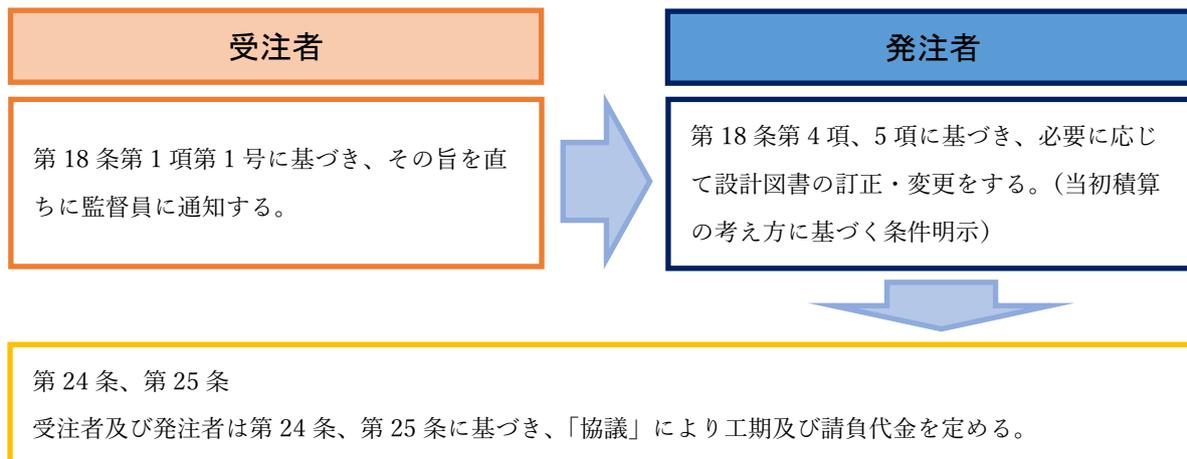
2-2 設計変更の具体的事例

(1) 設計変更手続きフロー



(2)設計図書が互いに一致しない場合(契約書第 18 条第 1 項第 1 号)

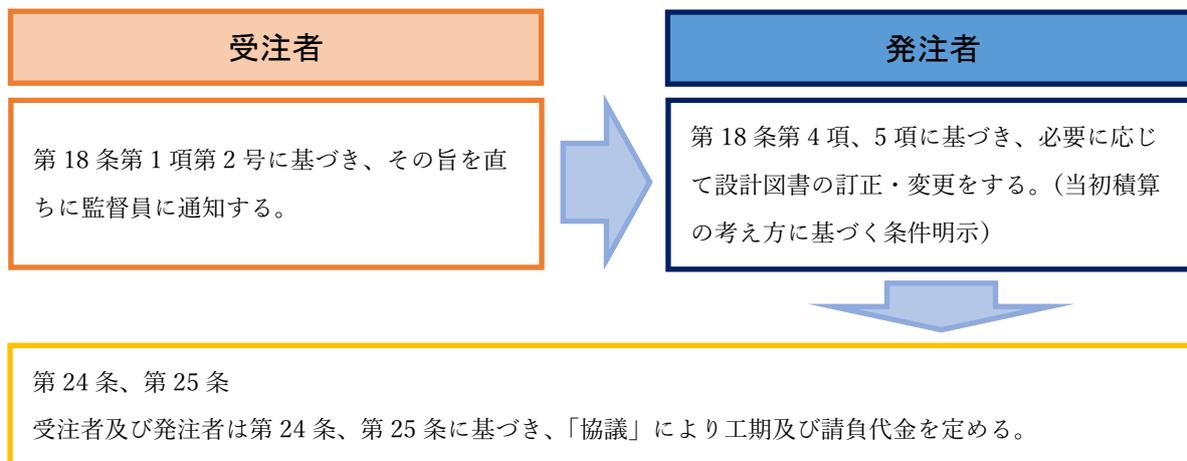
図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書の優先順位が定められていなく、互いに一致しない場合は、受注者は勝手な解釈や判断により施工を続けるのではなく、まず発注者に内容の確認をすること。発注者は確認後、必要に応じて設計図書の訂正又は変更をする。



(3)設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(契約書第18条第1項第2号)

受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点があった場合、又は設計図書に脱漏を発見した場合、勝手な解釈や判断により施工を続けるのではなく、まず発注者に通知し、確認を請求する。

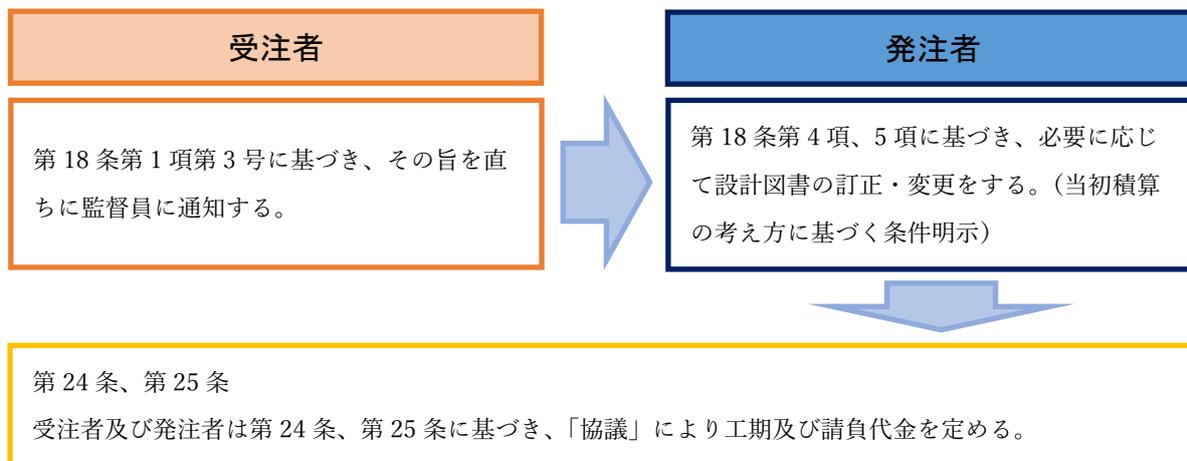
発注者は確認後、結果を通知し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更をする。



(4)設計図書の表示が明確でない場合(契約書第18条第1項第3号)

「設計図書の表示が明確でない」は、表示が不十分、不正確、不明確のために、実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などであり、受注者は勝手な解釈や判断により施工を続けるのではなく、まず発注者に通知し、確認を請求する。

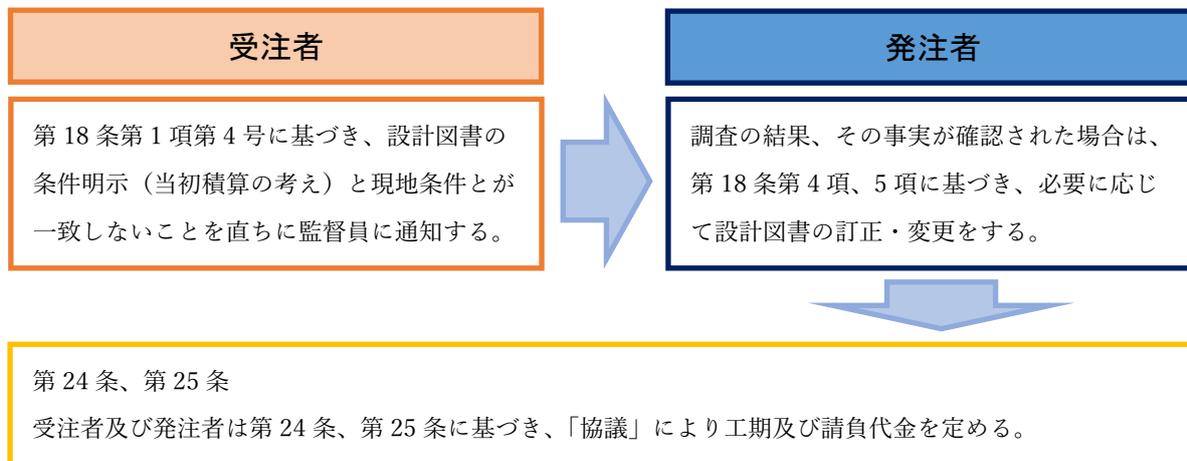
発注者は確認後、結果を通知し、必要に応じて設計図書の訂正又は変更をする。



(5) 設計図書と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第 18 条第 1 項第 4 号)

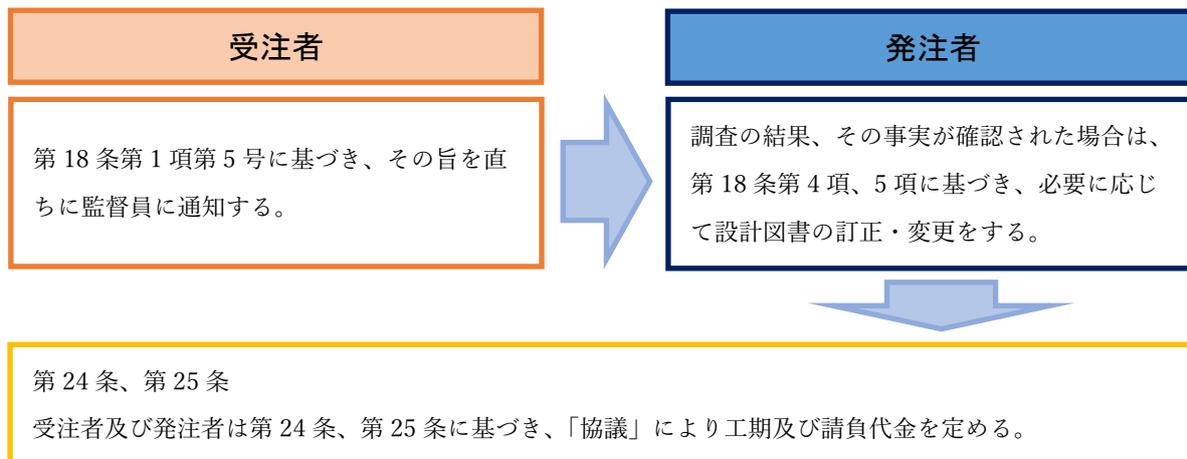
発注者は、工事現場の自然的又は人為的な施工条件について十分な調査を行い、設計図書で施工条件を明示している。

しかし、設計図書に明示された施工条件と現場状況が一致しないことがある。その場合は、施工方法や工事目的物の変更を必要とすることがあるので、受注者は発注者に通知し、確認を求める。



(6) 予期することのできない特別な状態が生じた場合(契約書第 18 条第 1 項第 5 号)

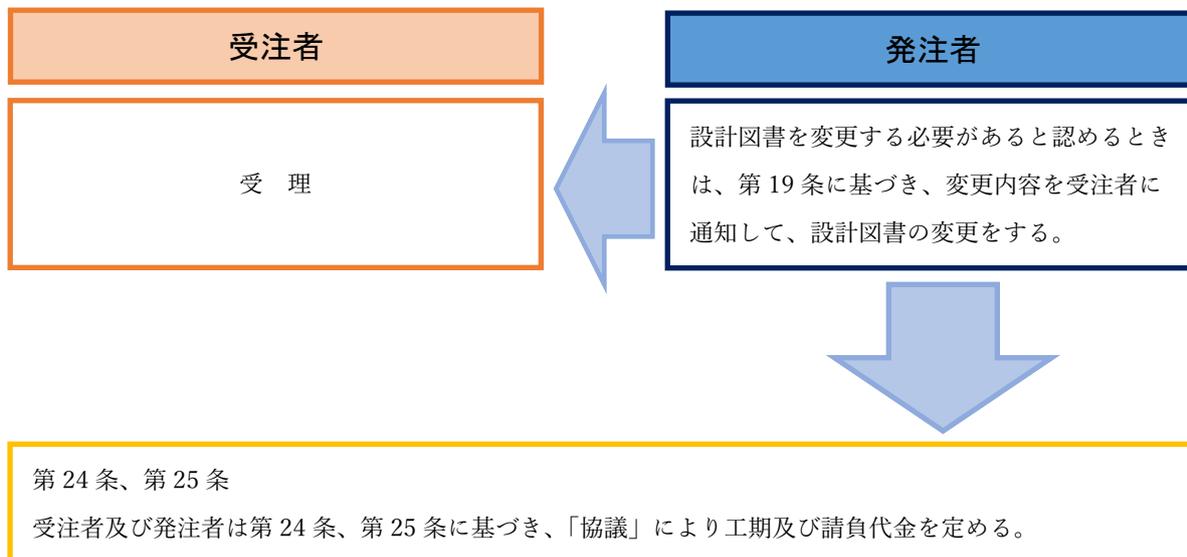
当初は予期できず設計図書に施工条件として明示されていないが、工事実施の前提となる事項について、契約後に予期することのできない特別な状態が生じた場合は、施工方法や工事目的物の変更を必要とする場合があるので、受注者は発注者に発生事項を通知し、確認を求める。



(7)発注者が必要と認め、変更する場合(契約書第 19 条)

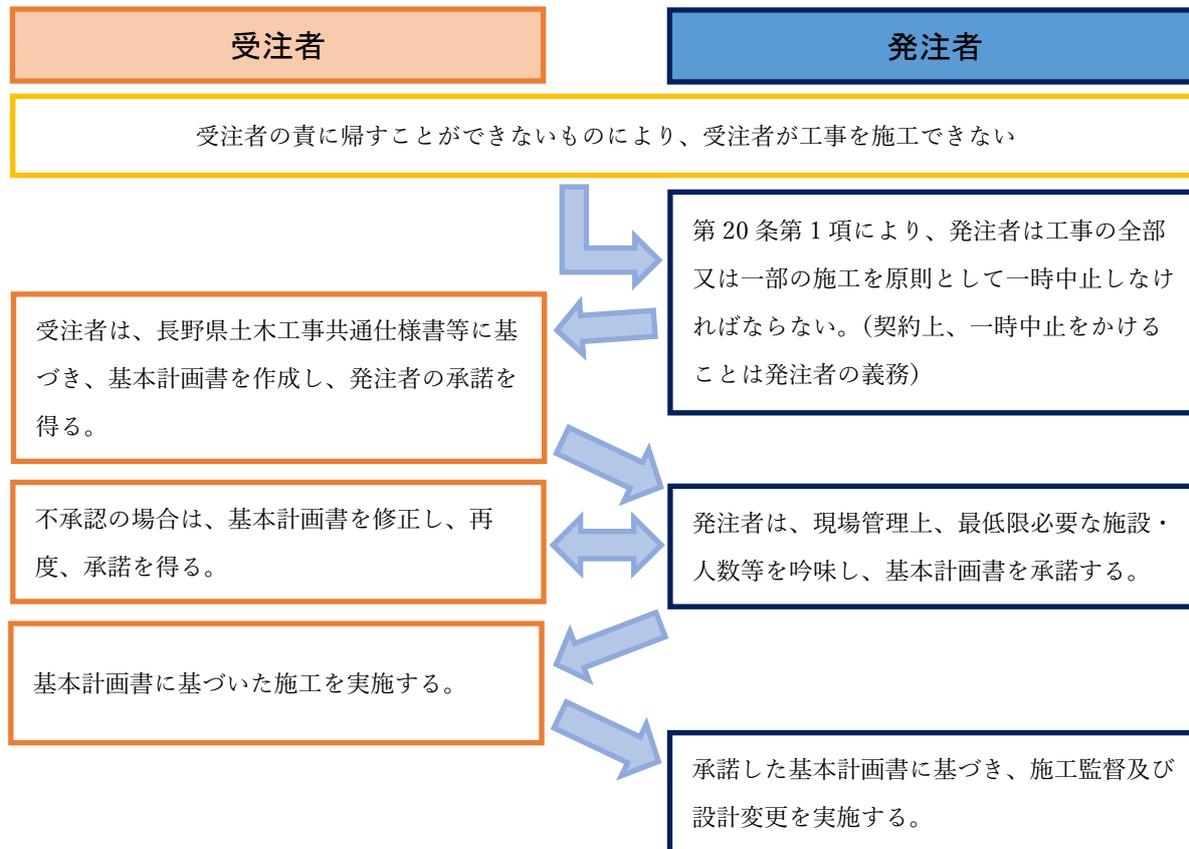
発注者は、住民要望や周辺環境等の与条件を考慮し、工事の目的や工事目的物等について十分に検討したうえで設計・工事発注をしているが、工事着手まで又は施工途中での状況変化により、その意図・判断を変更せざるを得ない事態が生じることがある。

この場合において、発注者は、設計図書を変更する必要があると認める場合、変更内容を受注者に通知し、設計図書の変更をすることができる。



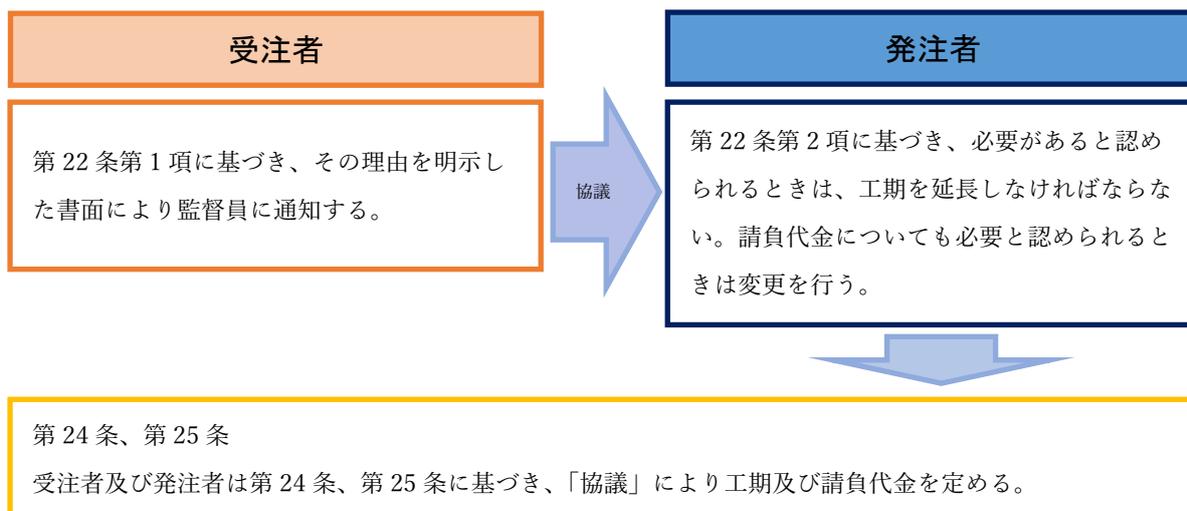
(8)工事を一時中止する必要がある場合(契約書第 20 条)

発注者は、受注者の責めに帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、工事の全部又は一部の施工の一時中止を命じることとする。また、工事を一時中止した場合において必要があると認められるときは、契約書第 20 条第 3 項に基づき、工期や請負代金額を変更する。



(9) 受注者の請求による工期の延長(契約書第 22 条)

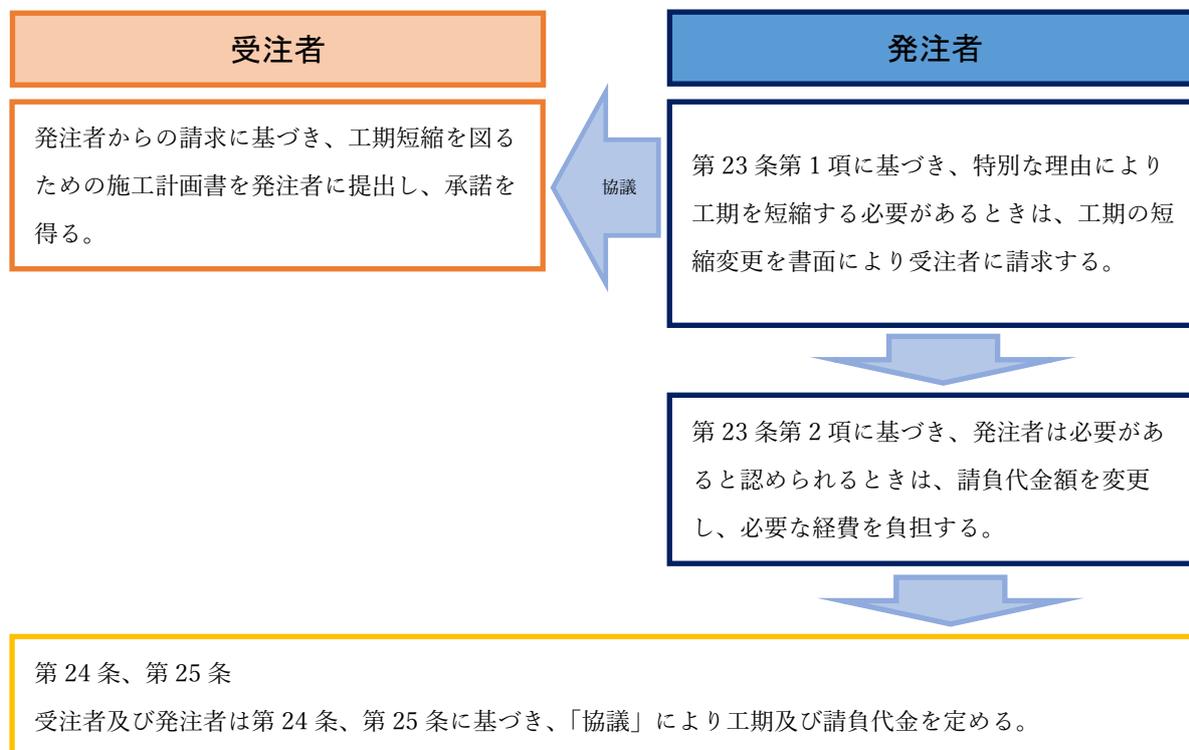
受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰すことができない事由により、工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長を請求することができる。



(10)発注者の請求による工期の短縮等(契約書第 23 条)

発注者は特別の理由により工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と協議し、合意を図る。工期短縮を行う場合、受注者は、工期短縮を図るための施工計画書等を作成し、発注者と協議し、発注者から承諾を受ける。

協議にあたっては、工期短縮に伴う施工計画、施工体制、安全衛生計画、増加費用等について受発注者間で確認し、双方で認識の相違が生じないようにする。工期短縮に伴う増加費用等については、計画書に基づき設計変更を行う。



(11)「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施させる場合

原則として、受注者が行うべき設計図書の照査を超える業務については、発注者が修正業務委託等として別途発注することにより対応するが、受発注者間の協議が整った場合に限り、受注者に依頼し、設計変更の対象となる場合がある。

なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び出来形展開図等の作成については、受注者の費用負担とする。

設計図書の照査の範囲は以下のとおりとする。【受注者の費用負担】

- ◆設計図書の内容について整合が図られているかどうかの確認
 - ・数量計算書と設計書の整合確認
 - ・構造計算書の入力値や計算値と図面の整合確認
 - ・設計図書・数量計算書に記載ミス、計算ミスが無いかどうかの確認

- ◆設計図書記載の施工条件と実際の工事現場の施工条件の一致・不一致の確認
 - ・設計図書のとおり構造物を構築することができるかどうかの確認
 - ・縦横断図の地盤線と現地地盤線の確認及びその修正等
 - ・当初横断図の推定岩盤線と現地岩盤線の確認及びその修正等
 - ・埋設物や支障物件等の現地確認

第3章 施工条件明示

3-1 設計図書への施工条件明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応する。

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none">1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間 また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	<ol style="list-style-type: none">1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その使用条件、復旧方法等4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none">1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等

安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事中道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事中資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事中終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件及び運搬距離 <p style="margin-left: 40px;">なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、運搬距離、時間等の処分条件</p>
工事中支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等で工事中支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事中方法、防護等 2. 地上、地下等の占有物件工事中と重複して施工する場合は、その工事中内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容

その他	<ol style="list-style-type: none">1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等、その内容5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等
-----	---

第4章 指定と任意

4-1 仮設・施工方法等の指定と任意の使い分け

指定と任意の基本的な考え方及び設計変更についての取扱いは以下のとおりとする。

(1)基本事項

指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としない。
3. ただし、指定・任意ともに、当初積算時の想定と現地条件が異なる場合は、変更の対象とする。

(2)定義

- ◆指定仮設とは、工事目的物を施工するにあたり、施工方法等を特に指定し、設計図書のとおり施工を行わなければならないものをいう。
- ◆任意仮設とは、工事目的物を施工するにあたり、受注者の責任において自由に施工を行うことができるものをいう。

(3)留意事項

指定・任意については下記の事項に留意する。

- ◆当初積算において発注者は、指定と任意の部分を明確にすること。
- ◆任意においては、任意の趣旨を踏まえた適切な対応が必要であり、下記の対応は不適切な対応となるので留意する。
 - ・〇〇工法で積算しているので「〇〇工法以外での施工は不可」
 - ・クラムシェルで積算しているので「バックホウでの施工は不可」
 - ・仮設工を任意としているので、「変更は不可」
- ◆任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に相違がある場合は、設計変更の対象とする。
- ◆仮設工を任意とする場合でも、受注者が施工条件を把握できるよう、工種及び規模等を明示する。

指定・任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書等の修正、提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする